

J I S Y 2 0 0 1 に 基 づ く 事 業 者 認 定 登 録 制 度

認 定 事 業 者 遵 守 規 則

(第一版)

J A S P E C 「あんぜん整備認定」事務局

1. 目的

1.1 この規則の目的

この規則は、JASPECが運営する「JIS Y2001に基づく事業者認定登録制度」（以下「あんぜん整備認定制度」という。）において、審査により認定を受け、登録された貸出福祉用具メンテナンス事業者が、その登録期間中に遵守しなければならない事項を示すものです。

1.2 適用範囲

この規則は、あんぜん整備認定制度の審査・評価を受けた結果、認定を受けた事業者、または現に登録されている事業者を対象とします。

2. 引用規格、規程等

この規則では、次に掲げる規格、規程等を引用します。

- ・ JIS Y2001に基づく事業者認定登録制度 申請の手引き

3. 用語および定義

この規程において用いる用語の定義は、「JIS Y2001」および「JIS Y2001に基づく事業者認定登録制度 申請の手引き」に定めるものとします。

4. 認定事業者が遵守すべき事項

4.1 一般要求事項

登録事業者は、次に示す事項を遵守しなければなりません。

- ① 常にあんぜん整備認定制度の規定を満足すること。
- ② あんぜん整備認定制度の不評判を招くような方法で登録を利用しないこと。
また、登録に関して誤解を招く、または正当でないと事務局が見なすような表明を行わないこと。
- ③ 登録が失効した場合、認定・登録が一時停止もしくは取り消された場合、または登録された事業を廃止する場合には、直ちに登録証を返納し、認定マークの清刷を廃棄すること。また、あたかも登録が続いていると誤解されるような表明、表示等を行わないこと。

4.2 登録内容の関する届出

4.2.1 変更の届出について

認定事業者は、次に示す事項について変更があった場合には、その変更について登録変更届出書（様式-1）により届け出なければなりません。

- ① 認定範囲を拡大・縮小する場合

- ② 認定組織名、所在地等の認定証記載内容を変更する場合
- ③ 適用規格への適合性に影響を及ぼす場合。

変更の届出の対象、届出の方法等の詳細については、「申請の手引き」に規定しています。

4.2.2 認定・登録の取下げについて

認定事業者は、あんぜん整備認定制度による認定を受けて登録されている事業を廃止する場合、または登録を継続せずに登録の取下げを希望する場合、登録取下届出書（様式-2）を事務局に提出しなければなりません。

4.2.3 認定事業者の事業の承継等について

認定事業者が認定登録を受けたメンテナンスサービス拠点に係る事業を譲渡する場合や、認定事業者について承継が行われる場合に、認定事業者の地位を承継することができます。具体的には次に示す場合が該当します。

- ① 事業が譲渡される場合は、その事業を譲り受ける者
- ② 認定事業者について相続がある場合は、その相続人
- ③ 認定事業者について合併がある場合は、存続する法人又は合併により設立された法人
- ④ 認定事業者について分割がある場合は、認定登録を受けたメンテナンスサービス拠点に係る事業を承継する法人

ただし、メンテナンスサービス拠点に係る事業（メンテナンス工程管理体制を含む）が、認定登録されている状態のまま維持されていなければなりません。

認定事業者の地位を承継するためには、登録事業承継届出書（様式-3）と、地位の承継を証明する書面、被承継人から譲り受けた認定証等を事務局に提出しなければなりません。

4.3 年度報告について

4.3.1 認定事業者は、認定後、事務局からの求めに応じて自らのメンテナンス工程に関する年度報告を行わなければなりません。年度報告の手順、方法等の詳細については「申請の手引き」に規定しています。

4.3.2 事務局長が年度報告の内容を確認した結果、追加の書類検査が必要と判断した場合には、認定事業者はその検査に応じなければなりません。

4.4 登録の更新について

4.4.1 あんぜん整備認定制度における登録の有効期間は、登録日から3年間です。登録を維持するためには、有効期間が終了するまでに登録を更新する必要がある。

あります。登録の更新を希望する場合は、有効期間の終了する日の3ヶ月前までに登録の更新申請を行わなければなりません。登録の更新方法等の詳細については「申請の手引き」に規定しています。

- 4.4.2 登録の有効期間が終了する日の3ヶ月前までに更新の申請が無い場合、登録は有効期間が終了した翌日に失効します。

4.5 臨時検査等に関する事項

- 4.5.1 認定事業者に関する苦情の受付、年度報告で提出された資料の内容の確認等により認定事業者の申請・登録内容やメンテナンス工程について更なる確認が必要と判断した場合には、事務局が認定事業者に対して質問書を送付することがあります。認定事業者は、質問書に対する回答を指定された期間内に行わなければなりません。
- 4.5.2 認定事業者の登録内容やメンテナンス工程に重大な問題があると疑われる場合や申請・登録内容に重大な不備・虚偽の内容が含まれていると疑われる場合には、事務局は認定事業者に対する臨時検査を実施する場合があります。認定事業者が特定の作業場を持つ場合には、必要に応じて現場での検査を実施します。認定事業者は、臨時検査実施の通知を受けた場合には、事務局・検査機関と調整したうえで検査を受けなければなりません。その際の検査の費用は、認定事業者が負担するものとします。

4.6 認定マーク等の使用、認定登録の表示に関する事項

- 4.6.1 認定事業者には、マークの清刷を提供する。マークの使用方法についての禁止事項を守らなければならない。
- 4.6.2 認定、登録について、レンタル用に出荷する福祉用具に対する認証であるような誤解を与える表現を行ってはならない。
- 4.6.3 認定を引用しているすべての宣伝及び広告を中止し、「あんぜん整備認定」事務局長に認定証等を返却して下さい

5. 登録事業者の義務と権利

認定事業者の義務および権利については、「申請の手引き」7項に記載しています。

6. 認定の一時停止および取消しに関する事項

- 6.1 「あんぜん整備認定」事務局長は、次の各号の一つに該当すると認めるときは、認定登録組織に対して認定登録の一時停止又は取り消しを行います。
- ① 申請内容に虚偽の記載があったとき。
 - ② 認定組織遵守規則に違反する行為または認定事業者の義務の不履行があ

ったとき。

- ③ 認定組織が倒産、解散又は破産し、若しくは整理されたとき。
- ④ 認定検査料が支払われなかったとき。
- ⑤ 認定組織が検査の際に故意に虚偽の説明を行っていたことが判明したとき。
- ⑥ 登録指針に示された基準を満たしていないと判明したとき。
- ⑥ その他「貸出福祉用具あんぜん整備認定制度」の目的に著しく反する行為があったとき。

認定登録の一時停止又は取消しの決定について、所定の期間内に異議申立てが無ければ、本規則の4.1の②の規定に従い、速やかに登録証の返納、認定マークの清刷の廃棄、認定登録に関する表明、表示、広告等の削除を行わなければなりません。

- 6.2 認定の一時停止が行われた場合、一時停止の期間が終了する時点で事務局により一時停止事由が解消されていることを確認し、検査結果確認委員会での審議を経たうえで事務局長により認定登録が再開されます。

以上

【関連資料】

(1) 様式-1「登録変更届出書」

(様式-〇)
登録変更届出書
年 月 日
「あんぜん整備認定」事務局 事務局長 殿
住 所 〒
組織名
代表者 ㊟
「JIS Y 2001 に基づく事業者認定登録制度」のスキームに基づき、下記の貸出対象福祉用具のメンテナンス工程に関する認定登録を申請しましたが、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。
記
1. 変更内容 ①変更前 ②変更後
2. 変更年月日
3. 変更理由
4. 変更に伴う登録証の再交付の希望 希望の有無： 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/>
以上

(2) 様式-2 「登録取下届出書」

(様式-○)
登録取下届出書
年 月 日
「あんぜん整備認定」事務局 事務局長 殿
住 所 〒
組織名
代表者 ⑩
下記のとおり認定登録を受けたメンテナンスサービス拠点について、「JIS Y 2001 に基づく事業者認定登録制度」の規定に基づき、登録の取下げを届け出ます。
記
1. 登録を取り下げるメンテナンスサービス拠点 名称
所在地・郵便番号
2. 登録取下げの期日
3. 登録取下げの理由
以上
【作成注意】
1. この届出書を提出する際は、登録を取り下げるメンテナンスサービス拠点に係る登録証を添付するか、「2. 登録取下げの期日」に記載した日までに登録証をあんぜん整備認定事務局宛に送付してください。
2. 提出時には、【作成注意】以下を削除してご提出ください。

(3) 様式-3 「登録事業承継届出書」

(様式-〇)
登録事業承継届出書
年 月 日
「あんぜん整備認定」事務局 事務局長 殿
住 所 〒
組織名
代表者 ㊟
下記のとおり認定事業者の地位を承継したので、「JIS Y 2001 に基づく事業者認定登録制度」の規定に基づき、登録事業の承継を届け出ます。
記
1. 被承継人 名称 所在地・郵便番号
2. 承継されたメンテナンスサービス拠点
3. 承継後のメンテナンスサービス拠点
4. 承継の期日
以上
【作成注意】
1. この届出書を提出する際は、地位の承継を証明する書面及び被承継人から譲り受けた登録証を添付してください。
2. 提出時には、【作成注意】以下を削除してご提出ください。